

**五所川原市**  
**第3期子ども・子育て支援事業計画**

**2025（令和7）年3月**  
**青森県 五所川原市**



# 目次



<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	3
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	4
5 計画の策定体制と住民意見の反映.....	4
<b>第2章 子ども・子育て支援の現状と課題</b> .....	<b>9</b>
1 本市における人口と子ども人口の状況.....	9
(1) 人口と子ども人口の推移.....	9
(2) 合計特殊出生率の推移.....	10
2 子育て家庭の状況.....	11
(1) 子育て世帯の推移.....	11
(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者.....	12
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	14
(1) 本市の就業率.....	14
(2) 母親の就労状況.....	15
(3) 育児休業制度利用の状況.....	20
4 子育て支援事業の提供体制と利用状況.....	21
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況.....	21
(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由.....	23
5 施策の進捗評価.....	25
6 本市における子育て支援に関わる課題.....	27
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>31</b>
1 計画の基本理念.....	31
2 施策の基本的視点.....	32
3 施策の体系図.....	33

<b>第4章 子ども子育ての施策展開</b> .....	<b>37</b>
基本目標1 結婚・出産に対する支援の充実.....	38
推進施策(1) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進.....	38
基本目標2 母親及び乳幼児等の健康の増進.....	40
推進施策(1) 子どもや母親の健康の確保.....	40
推進施策(2) 食育の推進.....	43
推進施策(3) 小児医療体制の充実.....	44
基本目標3 地域における子育ての支援.....	47
推進施策(1) 地域における子育て支援サービスの充実.....	47
推進施策(2) 教育・保育サービスの充実.....	48
推進施策(3) 子どもの健全育成.....	49
基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	50
推進施策(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等.....	50
推進施策(2) 仕事と子育ての両立の推進.....	51
基本目標5 特別な配慮を要する子ども等への支援.....	52
推進施策(1) 児童虐待防止対策の充実.....	52
推進施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	54
推進施策(3) 障がい児施策の充実.....	55
基本目標6 子どもの教育環境の整備.....	60
推進施策(1) 個性を伸ばす学校教育.....	60
基本目標7 子ども等の安全の確保.....	67
推進施策(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進.....	67
推進施策(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進.....	67
基本目標8 子育てを支援する生活環境の整備.....	69
推進施策(1) 良質な住宅の確保.....	69
推進施策(2) 良好な居住環境の確保.....	69
推進施策(3) 安全な道路交通環境の整備.....	70
推進施策(4) 安心して外出できる環境の整備.....	70
推進施策(5) 安心・安全なまちづくりの推進.....	71
<b>第5章 子ども・子育て支援の事業展開</b> .....	<b>75</b>
1 教育・保育事業等の提供区域.....	75
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計.....	77
(1) 推計の手順.....	77
(2) 子ども人口の推計.....	78
(3) 家庭類型(現在・潜在)別児童数の推計.....	79

3	教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	80
	(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）.....	80
	(2) 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）.....	80
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	83
	(1) 相談支援事業.....	83
	① 利用者支援事業.....	83
	② 妊婦等包括相談支援事業.....	84
	③ 地域子育て支援拠点事業.....	84
	(2) 訪問系事業.....	85
	① 乳児家庭全戸訪問事業.....	85
	② 養育支援訪問事業.....	86
	③ 産後ケア事業（訪問型）.....	87
	④ 子育て世帯訪問支援事業.....	88
	(3) 通所系事業.....	88
	① 子育て短期支援事業.....	88
	② 一時預かり事業.....	89
	③ 時間外保育事業（延長保育事業）.....	91
	④ 病児保育事業.....	91
	⑤ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）.....	93
	⑥ 児童育成支援拠点事業.....	93
	⑦ 親子関係形成支援事業.....	93
	(4) その他事業.....	94
	① 妊婦健康診査事業.....	94
	② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）.....	95
	③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	96
5	総合的な子どもの放課後対策の推進.....	96
	(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	96
	◆小学校低学年の場合.....	96
	◆小学校高学年の場合.....	97
6	教育・保育の提供体制の確保について.....	98
	(1) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援.....	98
	(2) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実.....	99
	(3) 教育・保育施設と小学校等との連携.....	99
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項.....	99

<b>第6章 子どもの貧困対策について</b> .....	<b>103</b>
1 本市の子どもを取り巻く現状.....	103
2 子どもの貧困対策に関する指標と目指す方向.....	106
3 具体的な施策.....	107
(1) 教育の支援.....	107
(2) 生活の支援.....	107
(3) 保護者に対する就労の支援.....	108
(4) 経済的支援.....	108
<b>第7章 計画の推進体制</b> .....	<b>111</b>
1 計画の推進体制.....	111
2 計画の公表及び周知.....	111
3 計画の評価と進行管理.....	111
<b>資 料 編</b> .....	<b>115</b>
1 子ども・子育て会議.....	115
(1) 五所川原市附属機関に関する条例.....	115
(2) 委員名簿.....	117
(3) 五所川原市子ども・子育て会議の開催日と審議内容.....	117
2 用語解説.....	120



# 第1章

## 計画策定にあたって

---



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

五所川原市（以降「本市」という。）では、2012（平成24）年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、市民の多様な保育・子育てニーズに加え、本市の子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、2014（平成26）年度に「五所川原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次世代育成支援対策推進法に基づく関連施策も含め、子育て環境の計画的な整備に取り組んでまいりました。

また、2019（平成31）年度に、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「五所川原市第2期子ども・子育て支援事業計画」（以降「第2期計画」という。）を策定し、子育て環境の整備などを着実に推進してまいりました。

そしてこのたび、第2期計画が2024（令和6）年度をもって終了することから、本市ではこれまでの成果や現状を再度分析・整理し、本市の実情を踏まえて更なる子ども・子育て支援の充実を図るため、「五所川原市第3期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。本計画では、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子育て家庭を対象とし、ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するとともに、本市に居住する子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して策定するものです。

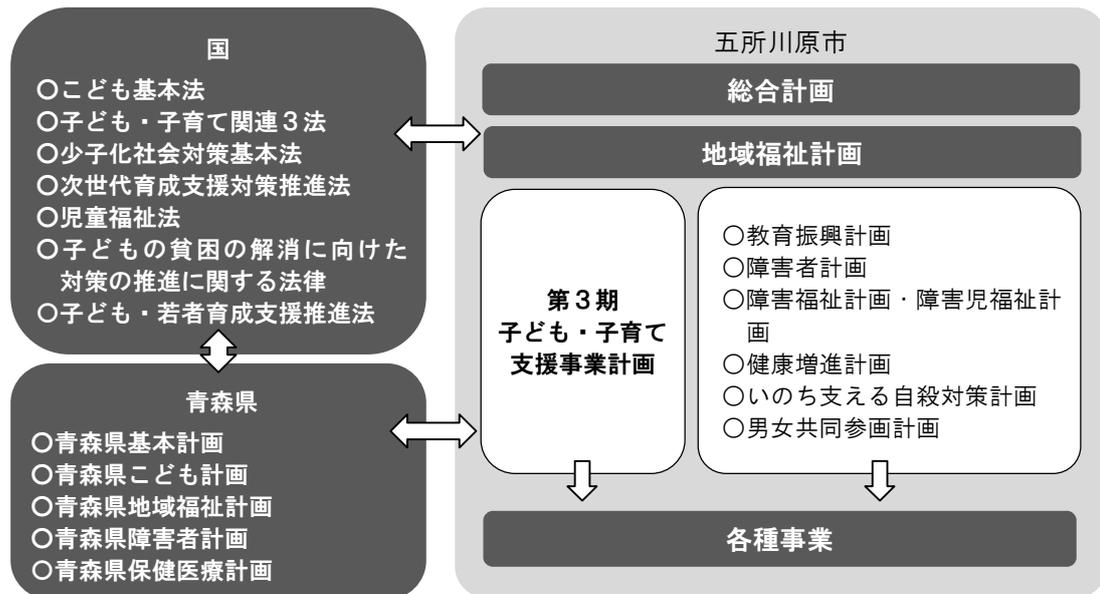
また、2014（平成26）年4月に成立した改正次世代育成支援対策推進法の有効期限が2025（令和7）年3月から2035（令和17）年3月までに10年間延長されたため、これまで市が取り組んできた市町村行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2019（令和元）年6月19日に改正され、市町村に努力義務として子どもの貧困対策計画の策定が明文化されたことから、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定し、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されないことがないよう、子どもの貧困対策も総合的に進めていきます。

### 3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、上位計画である「五所川原市総合計画」「地域福祉計画」のもと、関連する「教育振興計画」「障害者計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康増進計画」「いのち支える自殺対策計画」「男女共同参画計画」との整合性を図るよう努めました。

#### ■ 他計画との連携



### 4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

### 5 計画の策定体制と住民意見の反映

学識経験者、関係団体代表、市民公募委員などから構成される「五所川原市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画に反映しました。

また、本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2023（令和5）年11月に小学生までの子どもをもつ保護者を対象とした、アンケート形式の「五所川原市第3期子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という）を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。さらに、計画（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、市民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画に反映するなど、市民意見の反映に努めました。



## 〈ニーズ調査概要〉

対象	市内在住の就学前児童の保護者 (対象者数：1,660名)	市内在住の小学生児童の保護者 (対象者数：2,047名)
調査地域	五所川原市全域	
抽出方法	住民基本台帳から抽出 ※2名以上の対象児童を持つ保護者に対しては、調査票を複数記入しないように配慮した。	
調査方法	保育所等及び小学校を通じた配布・回収のほか、未就園等の児童については郵送により配布・回収をおこなった。	
調査期間	令和5年11月13日～令和5年12月1日	
回収率	63.6% (就学前児童：58.4%、小学生児童：67.5%)	





## 第2章

# 子ども・子育て支援の現状と課題

---



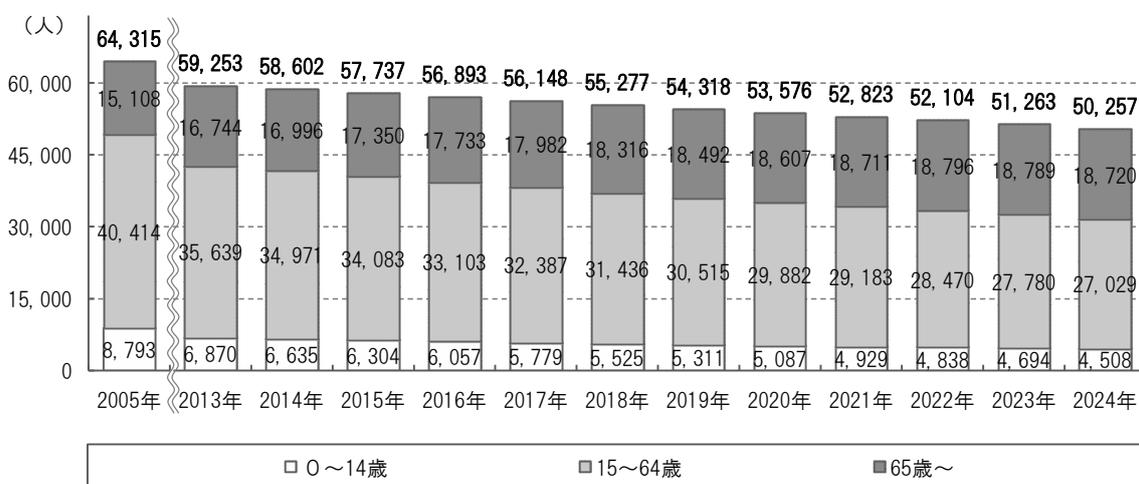
## 第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

### 1 本市における人口と子ども人口の状況

#### (1) 人口と子ども人口の推移

本市の人口は年々減少し続けています。3階級別人口をみると、2005（平成17）年以降老年人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。

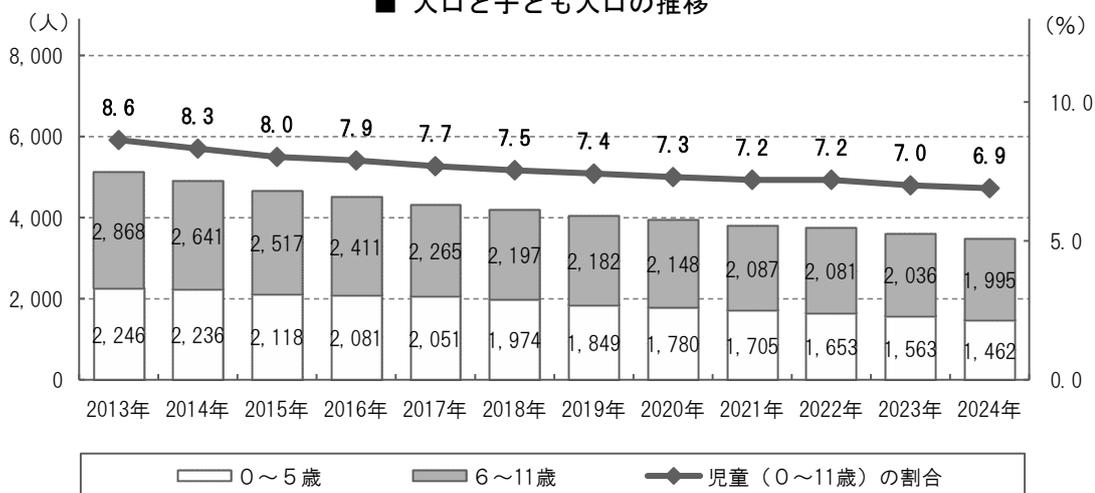
■ 3階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子ども人口（就学前児童及び小学生）の減少割合が、人口の減少割合よりも大きいことから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は低下を続け、2024（令和6）年には6.9%となっています。

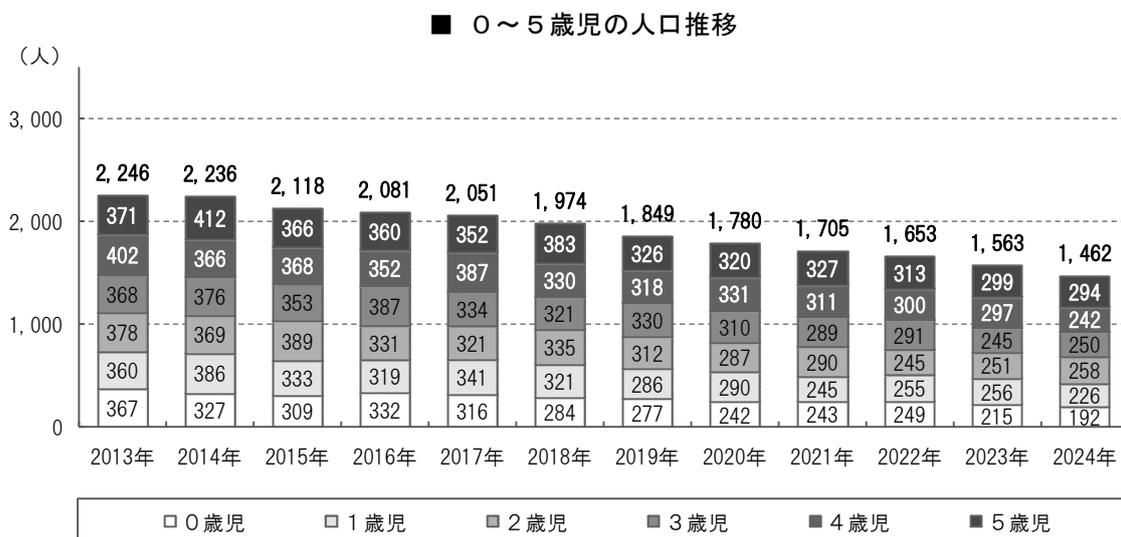
■ 人口と子ども人口の推移



※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

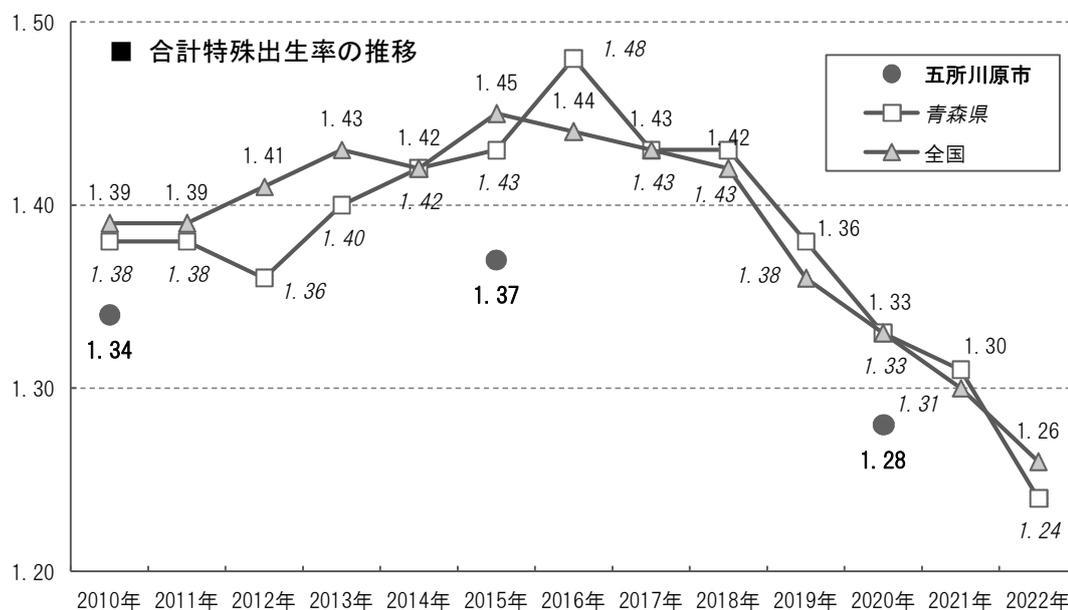
さらに就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2013（平成25）年から2024（令和6）年にかけていずれの年齢も減少し、全体では784人（34.9%）減少しています。このように0～5歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。



資料：住民基本台帳(各年3月31日)

## (2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、全国・県を下回った水準で推移しています。



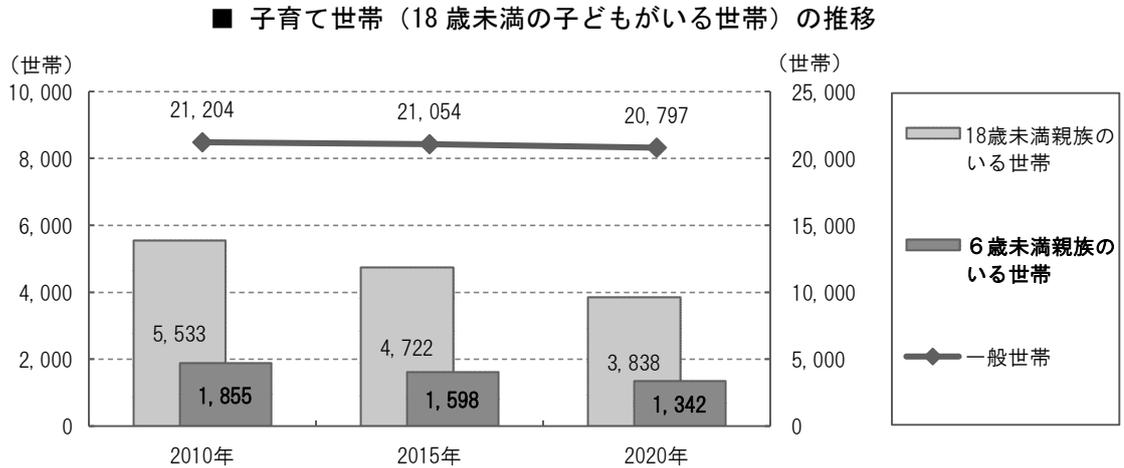
※五所川原市は5年間の平均値です。

資料：国勢調査及び青森県の人口動態統計

## 2 子育て家庭の状況

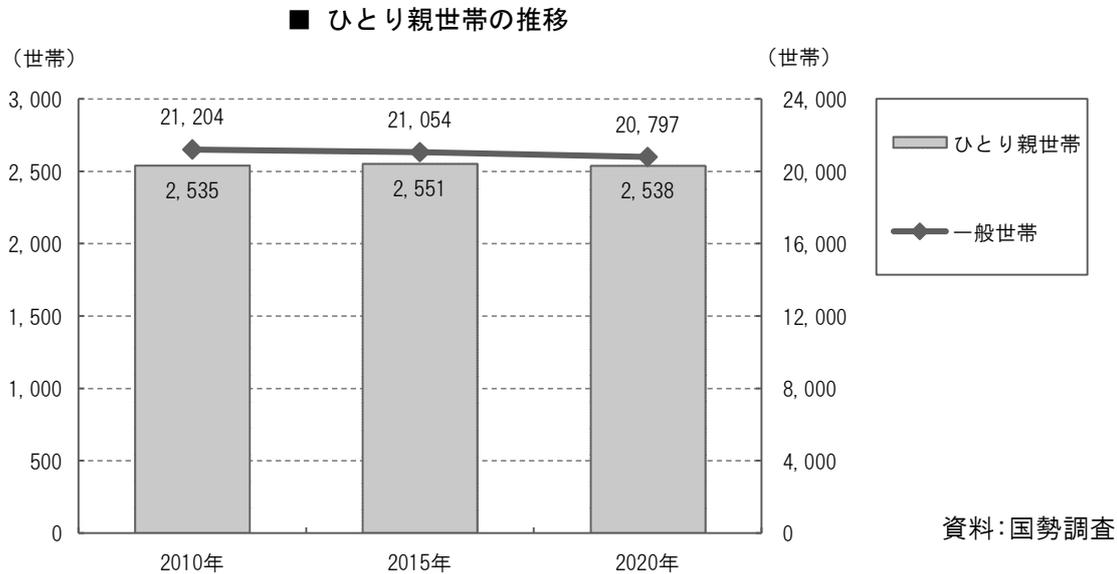
### (1) 子育て世帯の推移

2010（平成22）年から2020（令和2）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯ともに減少しています。



資料：国勢調査

また、ひとり親世帯の推移をみると、前回調査時より減少しています。



資料：国勢調査

## (2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者

調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童の世帯では「2人」、「1人」、「3人」の順、小学生の世帯では「2人」、「3人」、「1人」の順となり、「2人」以上の世帯の割合は、就学前児童で61.9%、小学生で73.8%と小学生の世帯が11.9ポイント高くなっています。

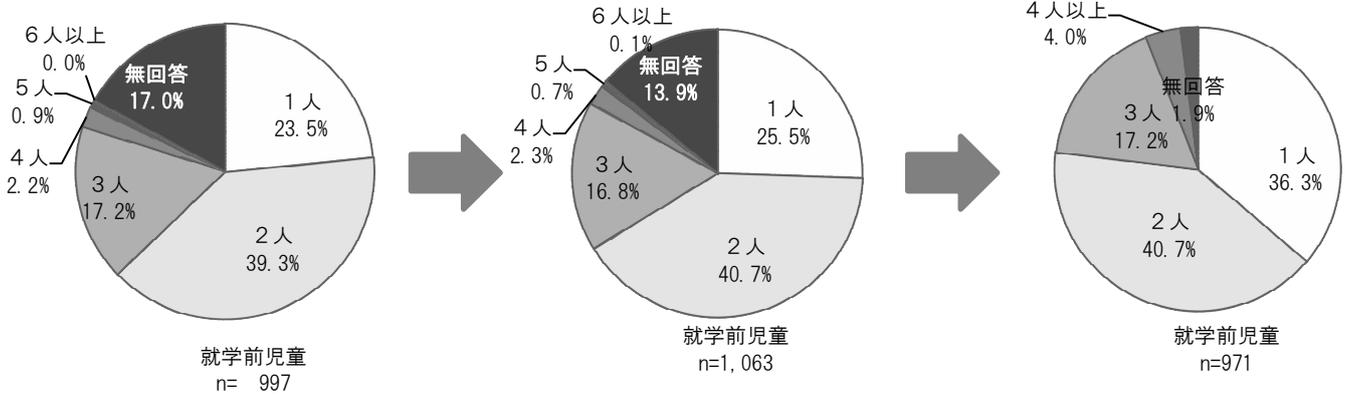
前回調査（H30）と比較すると、子育て世帯の子どもの人数は「1人」が就学前児童で10.8%、小学生では9.2%増加しています。

### ■ 子育て世帯の子ども人数

《H25 調査（就学前児童）》

《H30 調査（就学前児童）》

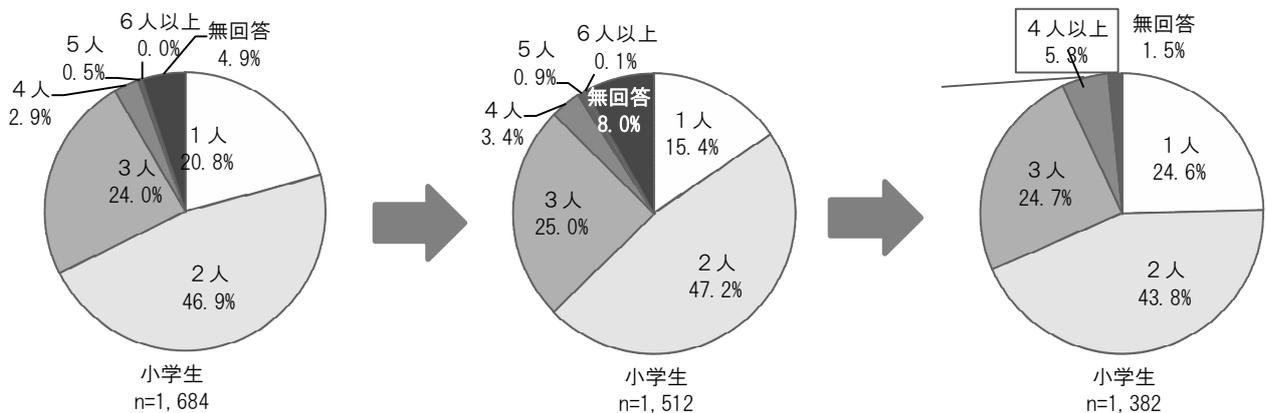
《R5 調査（就学前児童）》



《H25 調査（小学生）》

《H30 調査（小学生）》

《R5 調査（小学生）》

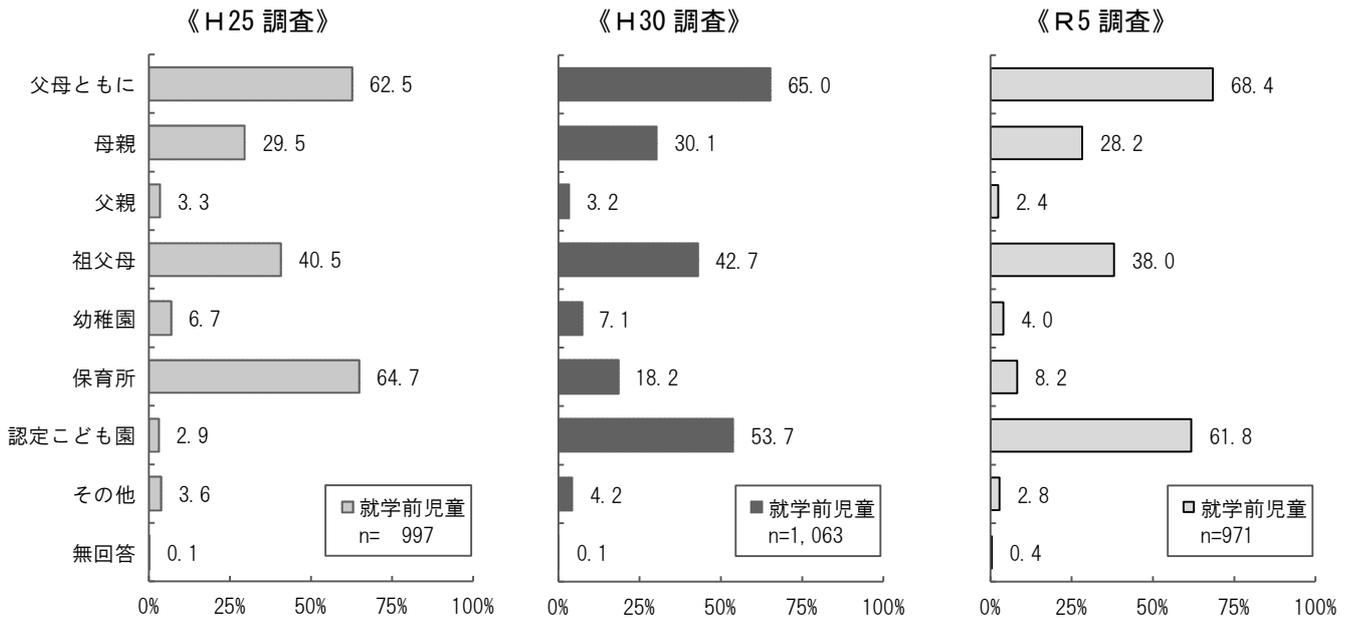


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、「父母ともに」（68.4％）の割合が最も高く、次いで「認定こども園」（61.8％）、「祖父母」（38.0％）となっています。

前回調査（H30）と比較すると、「保育所」は18.2％から8.2％と10.0ポイント低くなり、一方、「認定こども園」は53.7％から61.8％と8.1ポイント高くなっています。

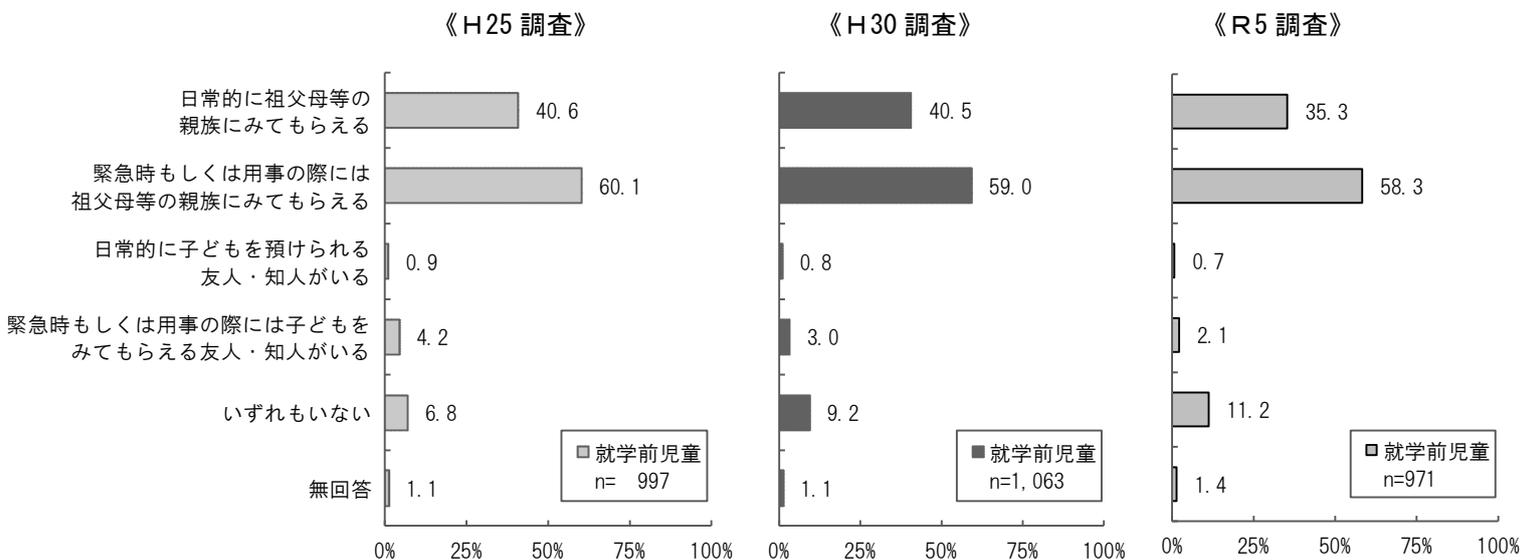
■ 日常的に子育てに関わっている方



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

主な親族等協力者が「いずれもない」と回答した割合は、前回調査（H30）の9.2％から今回調査（R5）は11.2％と3.0ポイント高くなっています。

■ 主な親族等協力者の状況



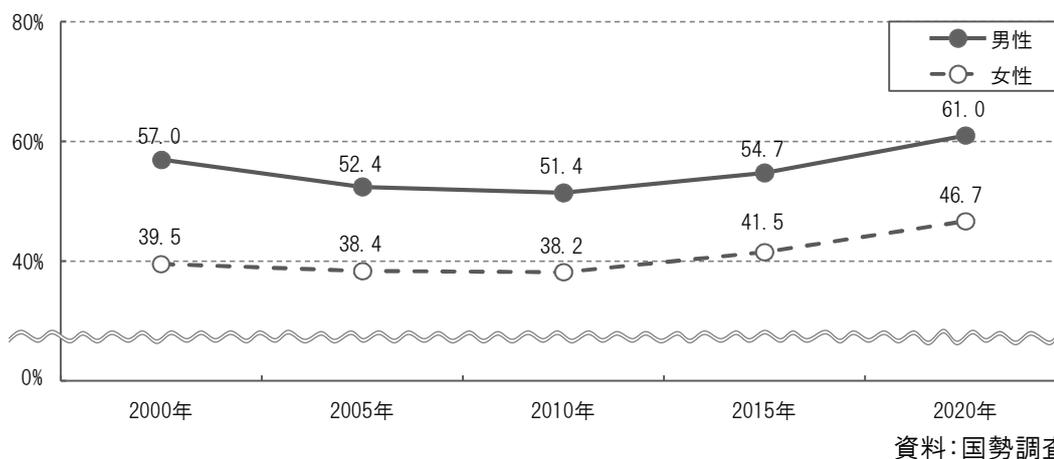
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

### 3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

#### (1) 本市の就業率

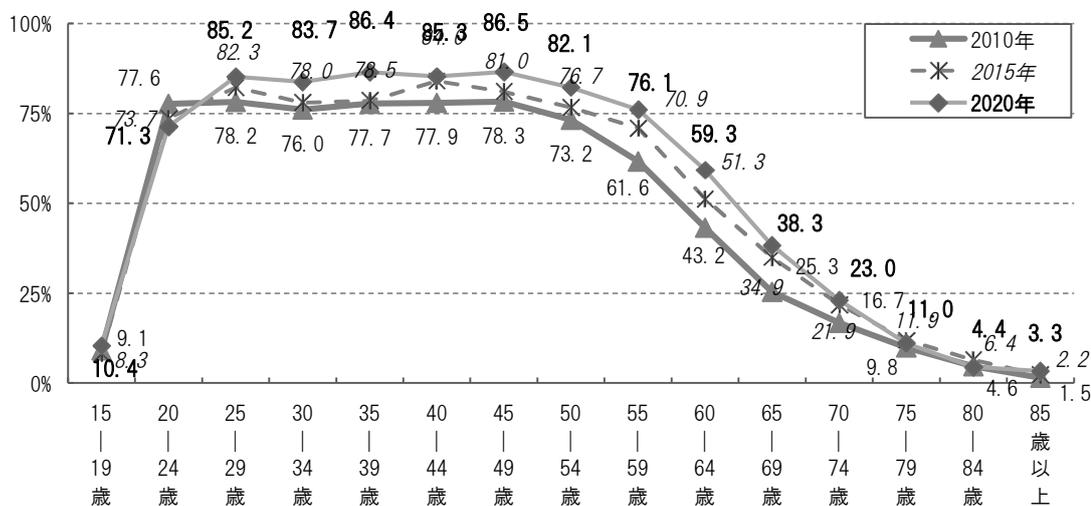
本市の15歳以上の就業率をみると、2010（平成22）年まで男性の就業率は低下、女性はほぼ横ばい状況です。その後、2015（平成27）年以降は男女ともに上昇しています。就業率が上がっている要因として、65歳以上の就業者が男女ともに増加していることに加え、65歳未満の女性の就業率が上昇していることが考えられます。

■ 男女別就業率の推移



女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、2005（平成17年）年では20～24歳と40～44歳をダブルピークとしていました。しかし10年後の2015（平成27）年のダブルピークは25～29歳と40～44歳となり、結婚前のピークは5歳遅くなっています。また、25歳以上の就業率は2005（平成17年）年、2010（平成22年）年に比べ高くなっています。

■ 女性の年齢別労働力率

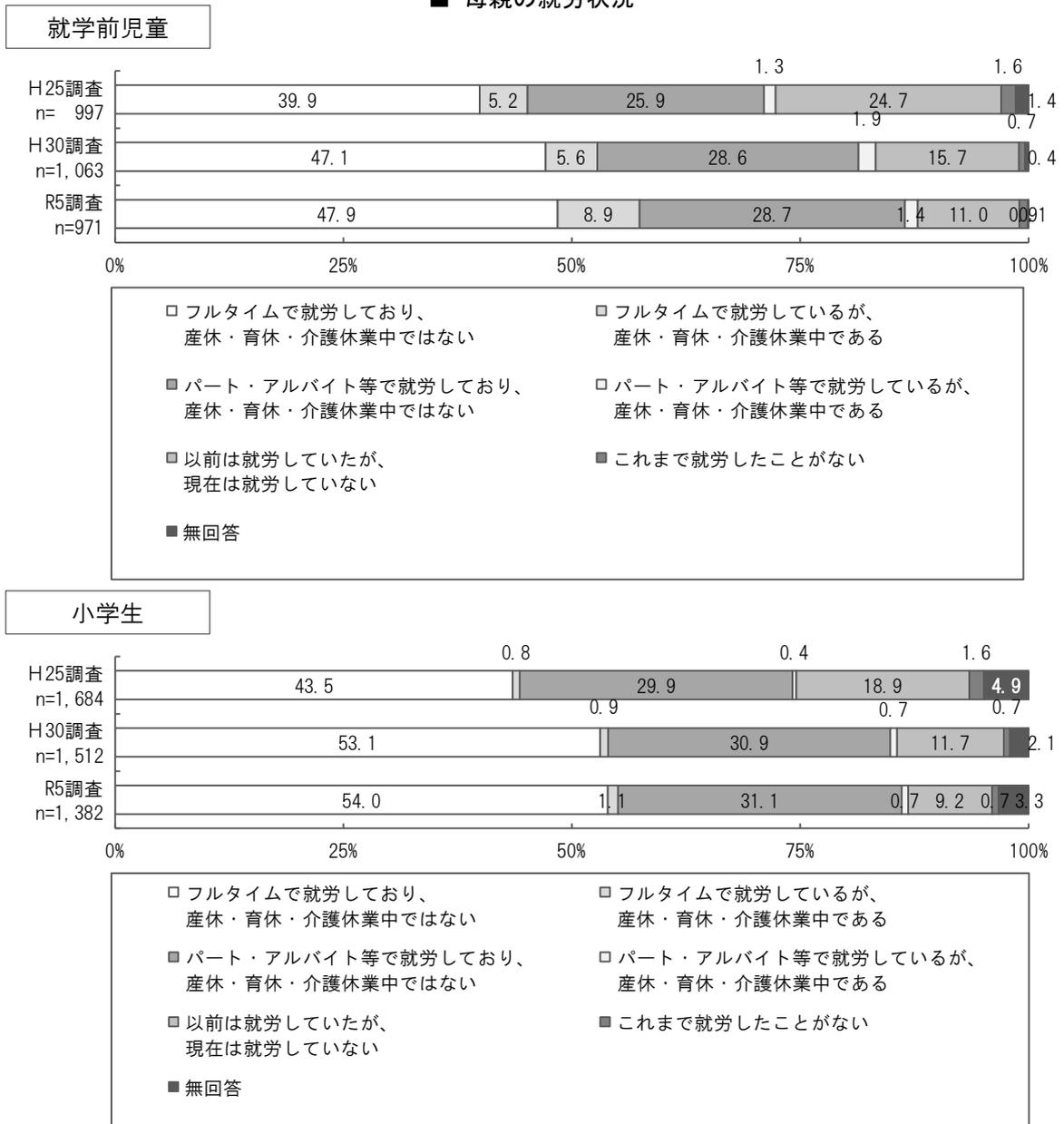


## (2) 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前児童・小学生ともに86.9%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で10.3%、小学生では1.8%となっています。

前回調査（H30）と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では3.4ポイント、小学生では1.3ポイント高くなっています。また、産休・育休・介護休業を取得中の母親の割合も就学前児童では2.8ポイント高くなっています。

■ 母親の就労状況

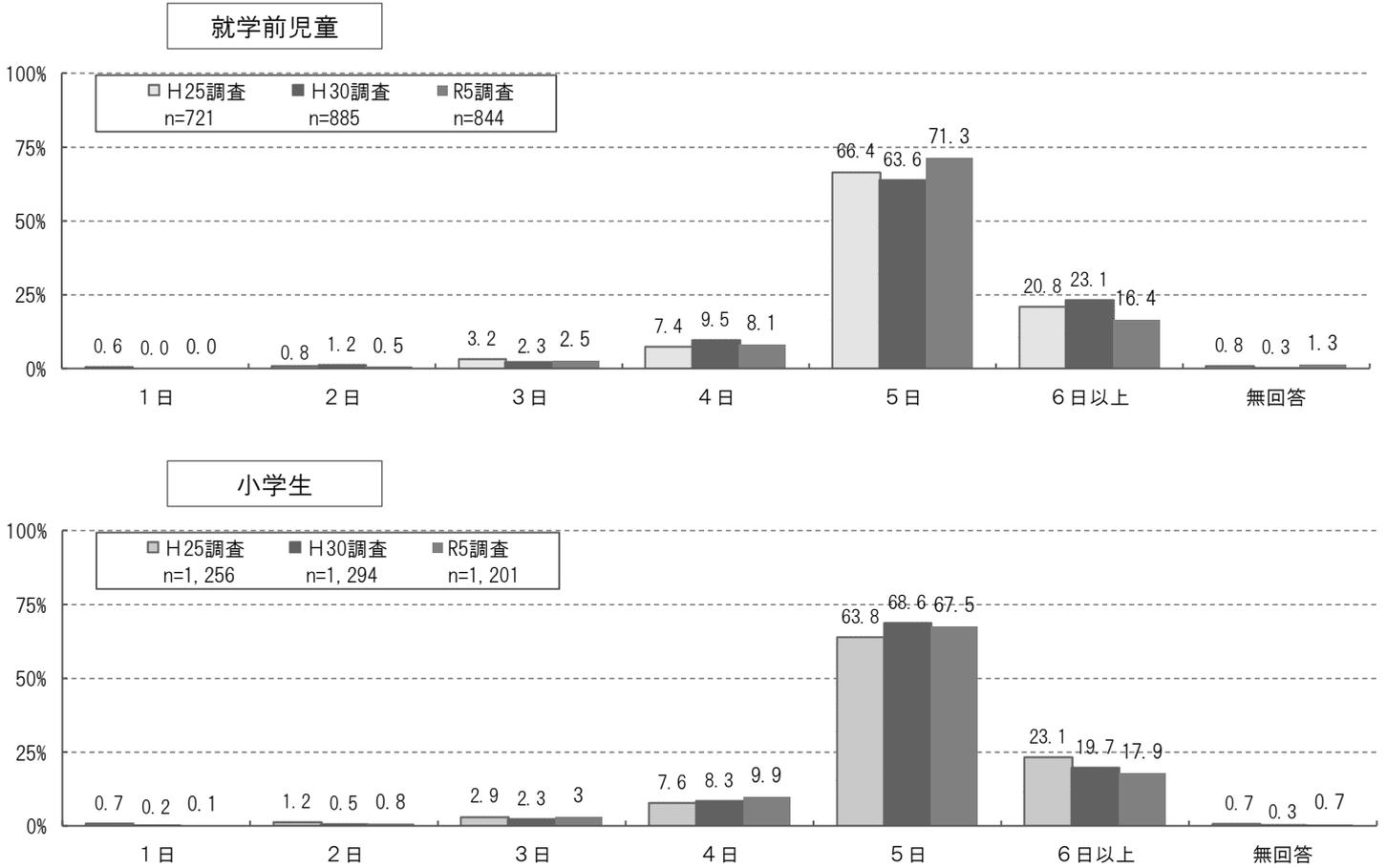


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」(71.3%・67.5%)の割合が最も高くなっています。

前回調査(H30)と比較すると、就学前児童では週に「5日」働いている母親の割合は7.7ポイント高く、「6日以上」では6.7ポイント低くなっております。

■ 母親の就労日数(1週当たり)

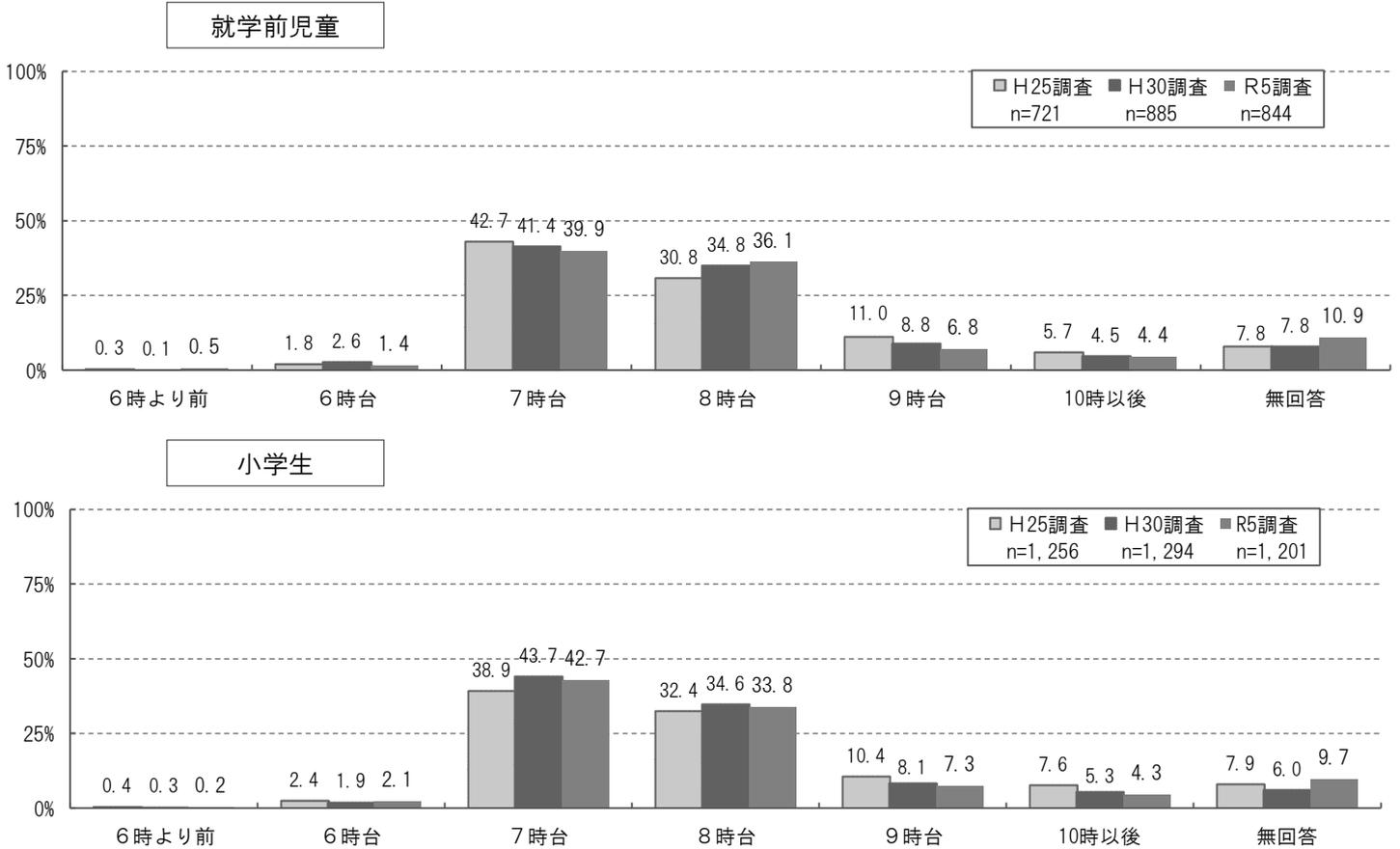


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の出勤時間は、就学前児童・小学生ともに「7時台」（39.9%・42.7%）、の割合が最も高く、次いで「8時台」（36.1%・33.8%）となっています。

前回調査（H30）と比較すると、同様に就学前児童・小学生ともに「7時台」、「8時台」に出勤する母親の割合が高くなっています。

■ 母親の出勤時間

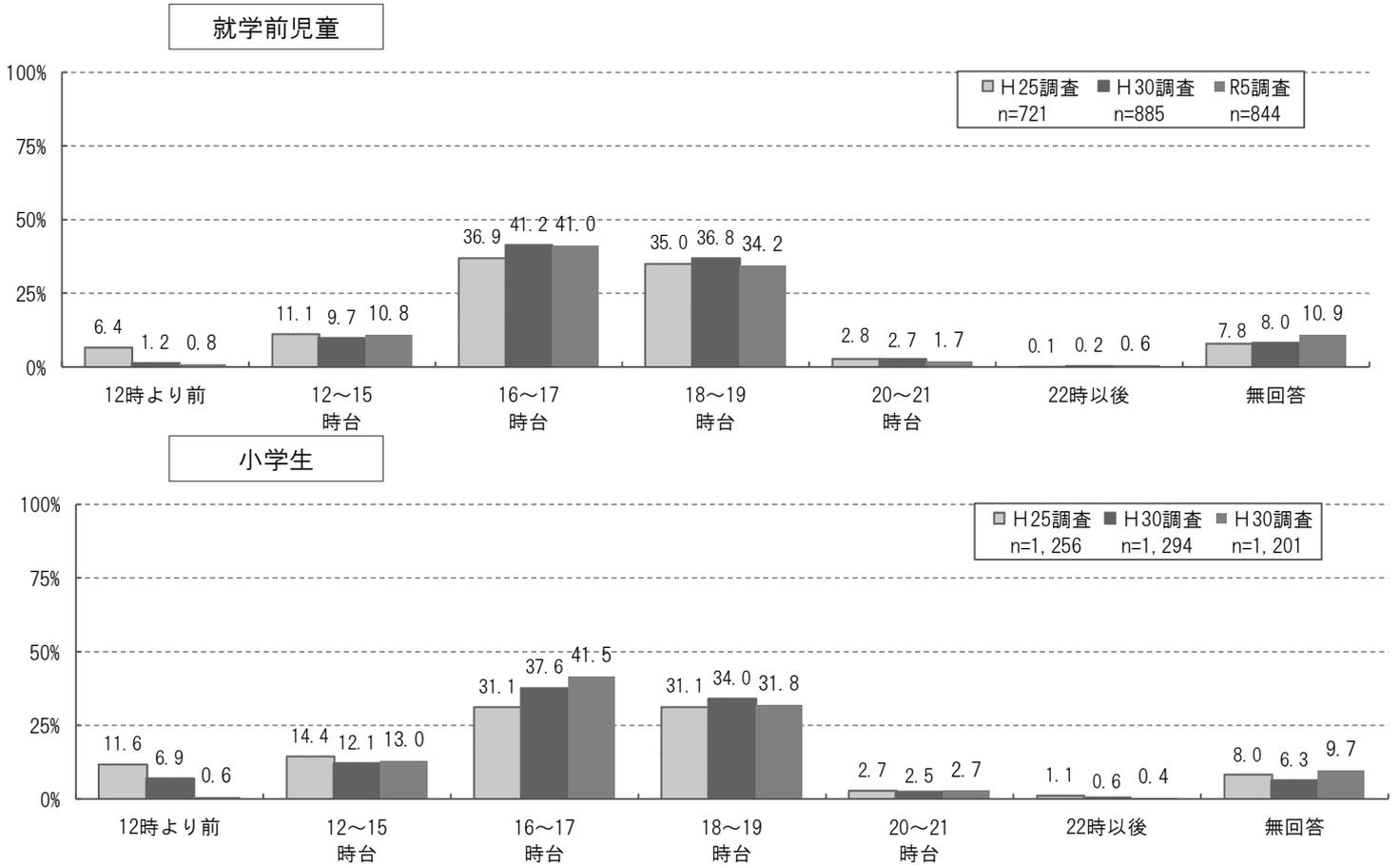


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「16～17時台」（41.0%・41.5%）、の割合が最も高く、次いで「18～19時台」（34.2%・31.8%）となっています。

前回調査（H30）と比較すると大きな変化はなく、今回調査（R5）でも就学前児童・小学生ともに「16～19時台」に帰宅する母親の割合が高くなっています。

■ 母親の帰宅時間

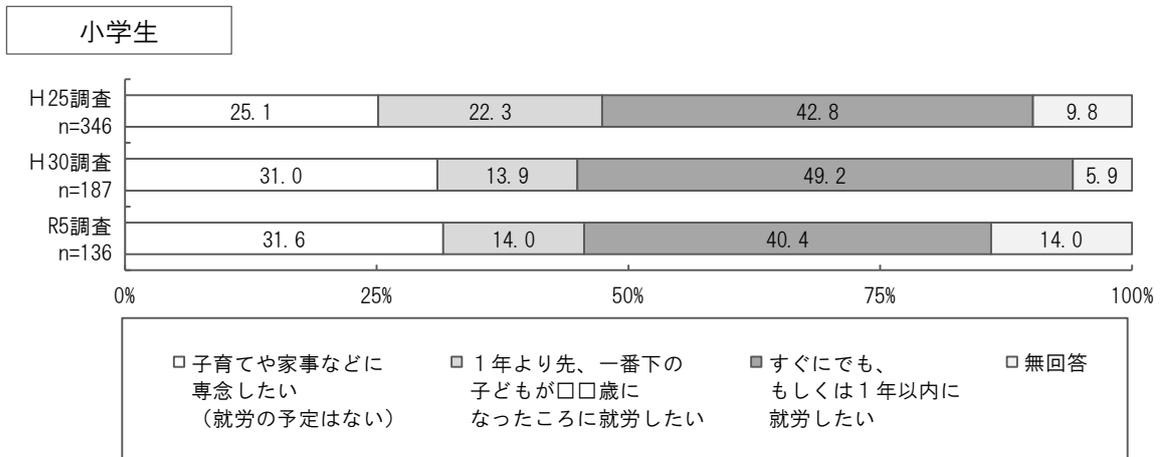
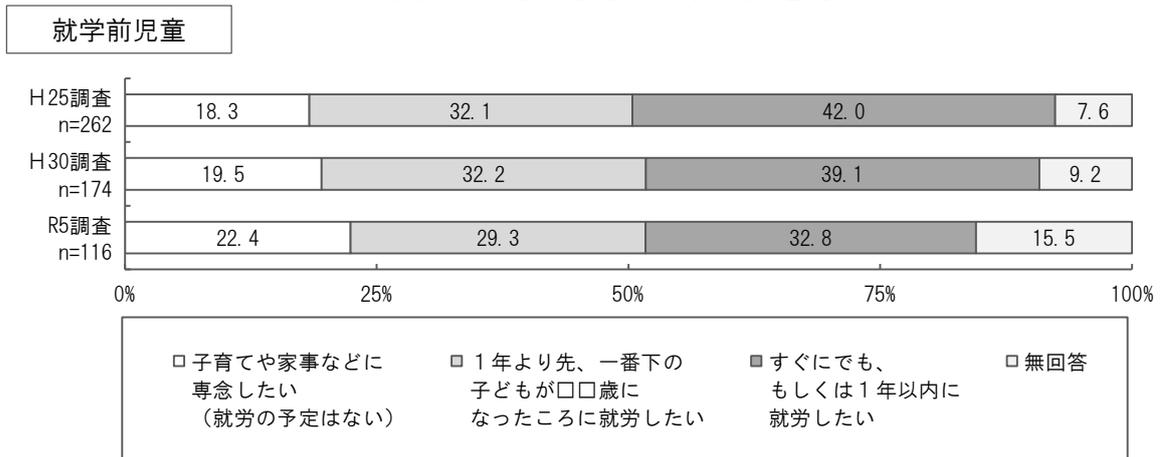


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童と小学生ともに「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」（32.8%・40.4%）の割合が最も高くなっています。

前回調査（H30）と比較すると、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」母親は、就学前児童では2.9<sup>ポイント</sup>高く、小学生では0.6<sup>ポイント</sup>高くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向



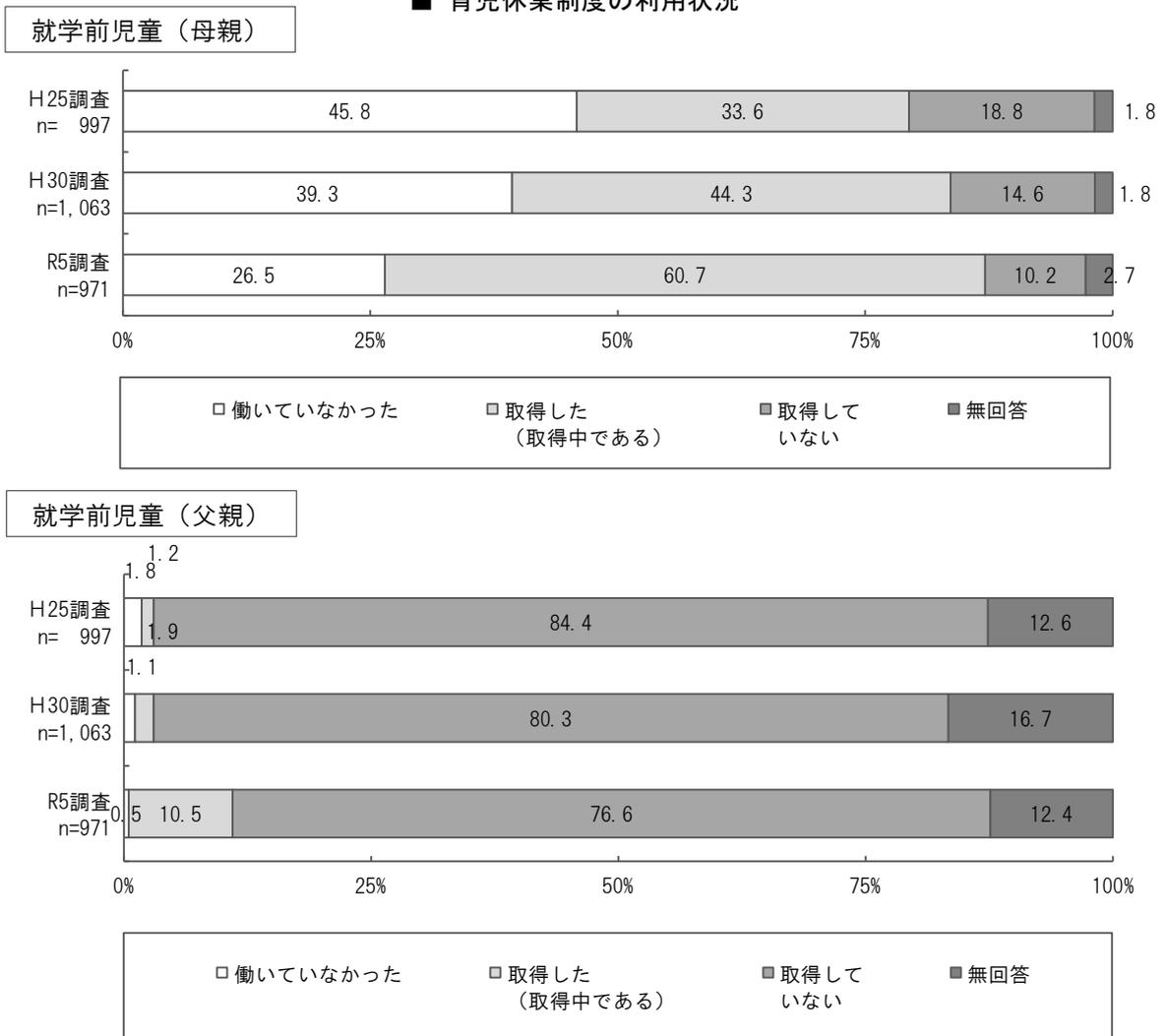
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

### (3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況を見ると、「取得した（取得中である）」母親は60.7%、一方、父親は10.5%となっています。

前回調査（H30）との比較をみると、「取得した（取得中である）」母親は16.4ポイント、父親は8.6ポイント高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況

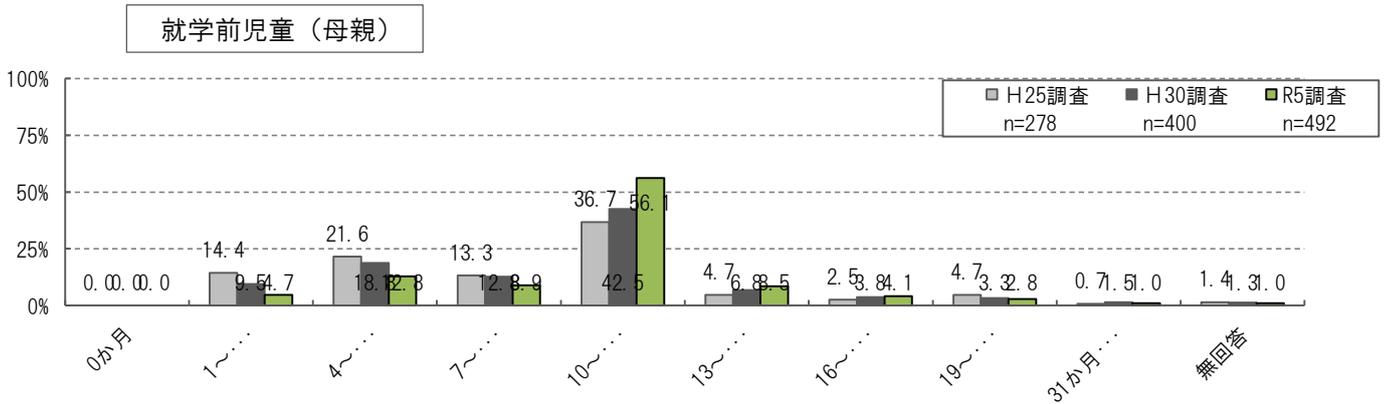


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親が育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢をみると、「10～12か月」（56.1%）の割合が最も高く、次いで「4～6か月」（12.8%）、「7～9か月」（8.9%）となっています。

前回調査（H30）との比較をみると、「1～9か月」では前回の割合を下回るものの、「10～15か月」では上回っていることから、育児休業の取得期間が長くなっている現状がうかがえます。

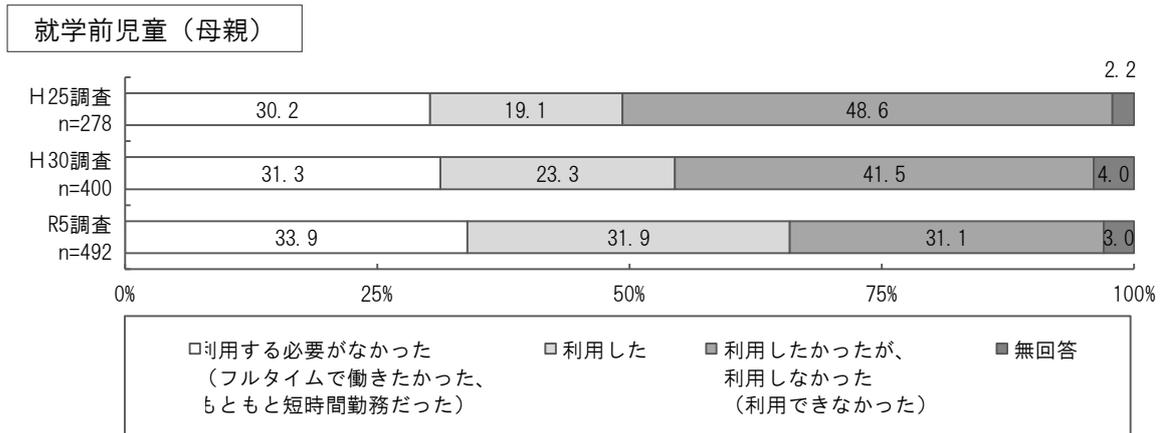
■ 育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」母親は31.9%となり、前回調査（H30）と比較すると、8.6ポイント高くなっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

## 4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

### (1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

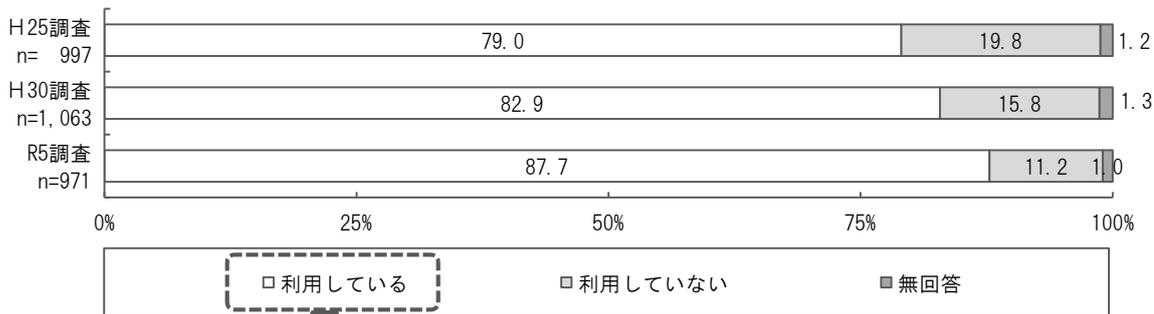
定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は87.7%となっています。利用している教育・保育事業は、「認定こども園」（85.8%）の割合が最も高く、次いで「認可保育所」（7.5%）、「幼稚園」（6.0%）となっています。

また、実際の利用と利用希望との差をみると、「幼稚園」で10.2ポイント、「幼稚園の預かり保育」で6.8ポイント、「認可保育所」で5.7ポイントと、いずれも希望が高い状況です。

前回調査（H30）との比較をみると、定期的な教育・保育事業の利用割合は4.8ポイント高くなっています。また、利用している教育・保育事業は「認可保育所」から「認定こども園」に移行しています。

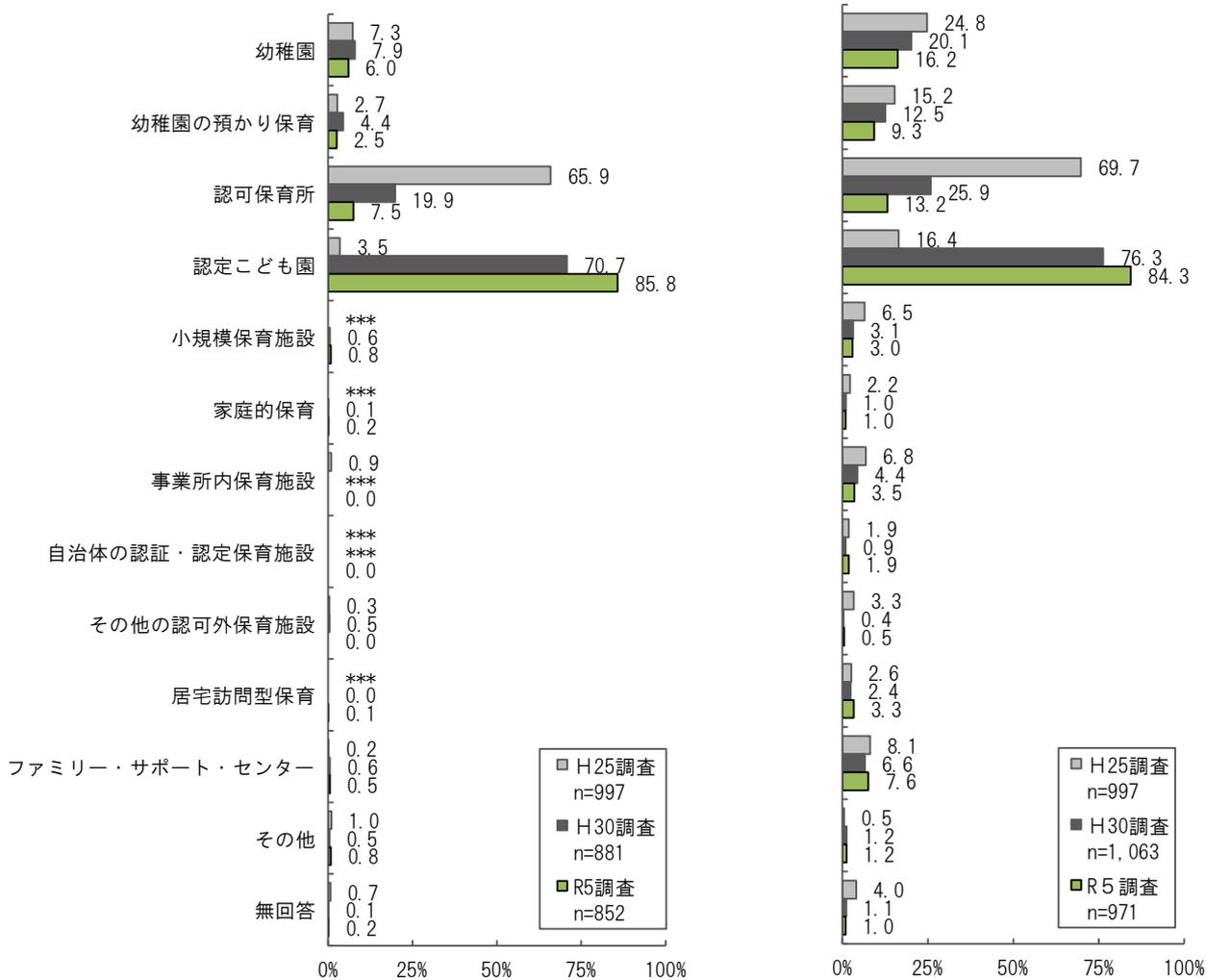
就学前児童

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



■ 利用している定期的な教育・保育事業

■ 利用を希望する定期的な教育・保育事業



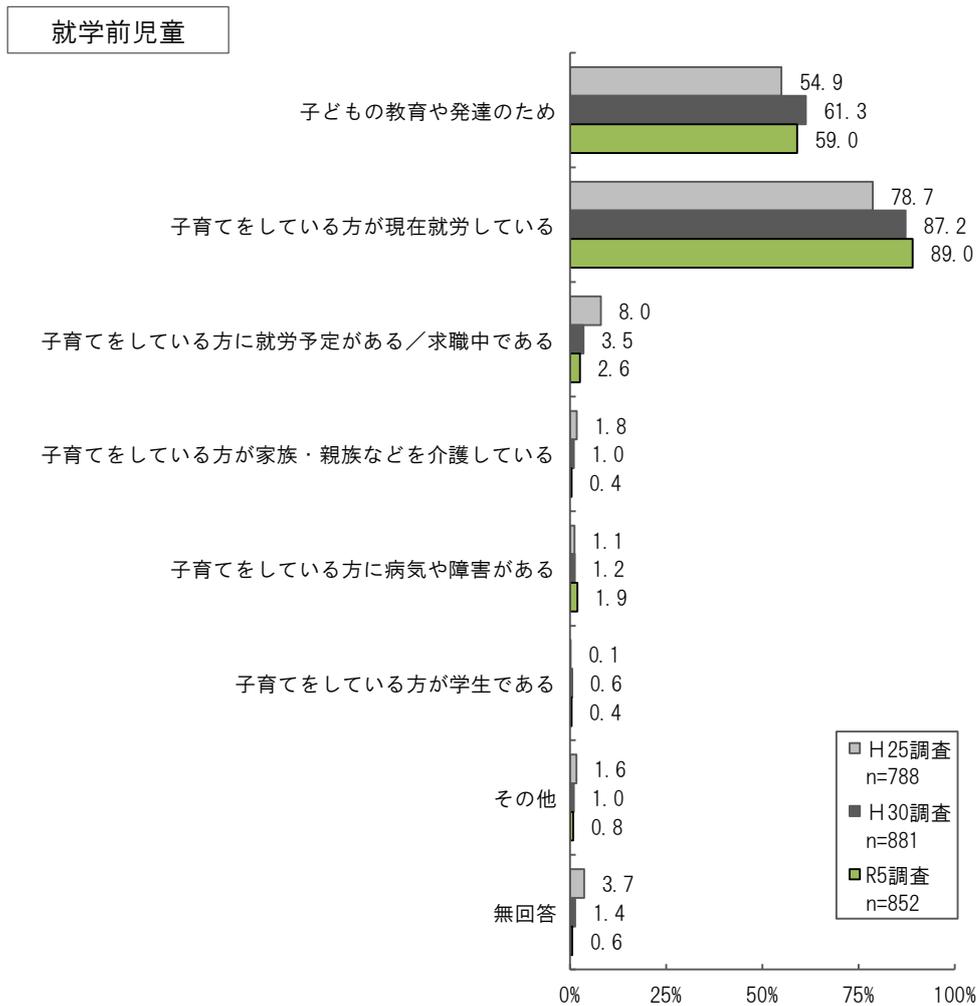
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

## (2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(89.0%)の割合が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(59.0%)となっています。

前回調査(H30)との比較をみると、「子育てをしている方が現在就労している」の割合は、1.8<sup>ポイント</sup>高くなっています。

■ 平日に教育・保育事業を利用している理由

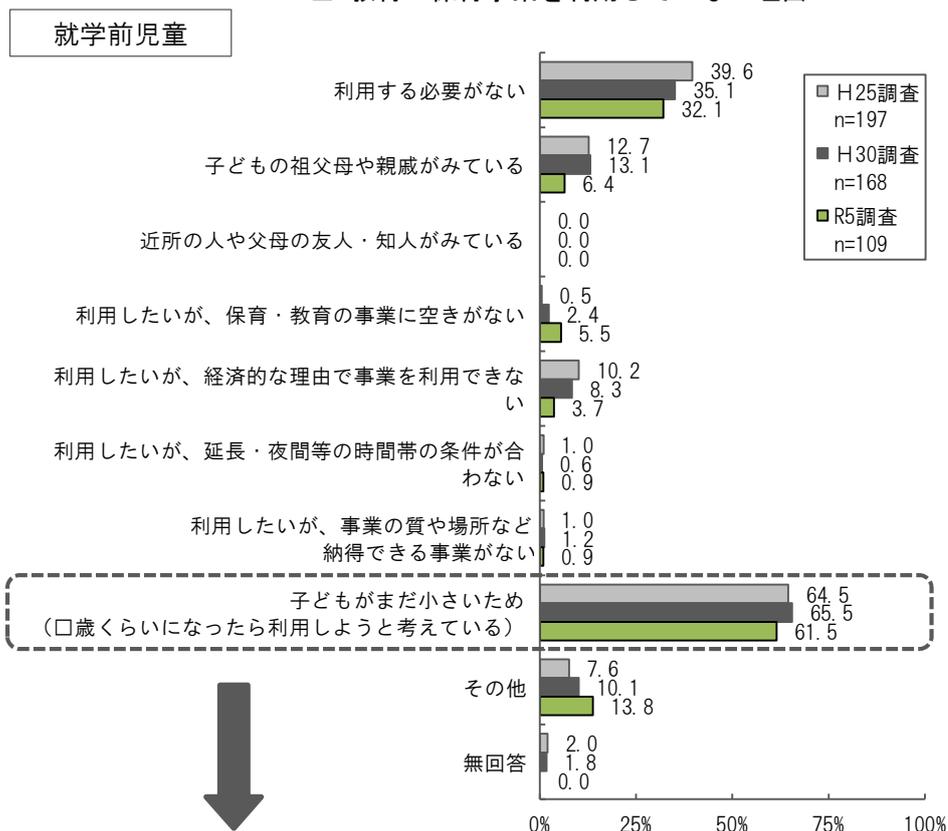


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

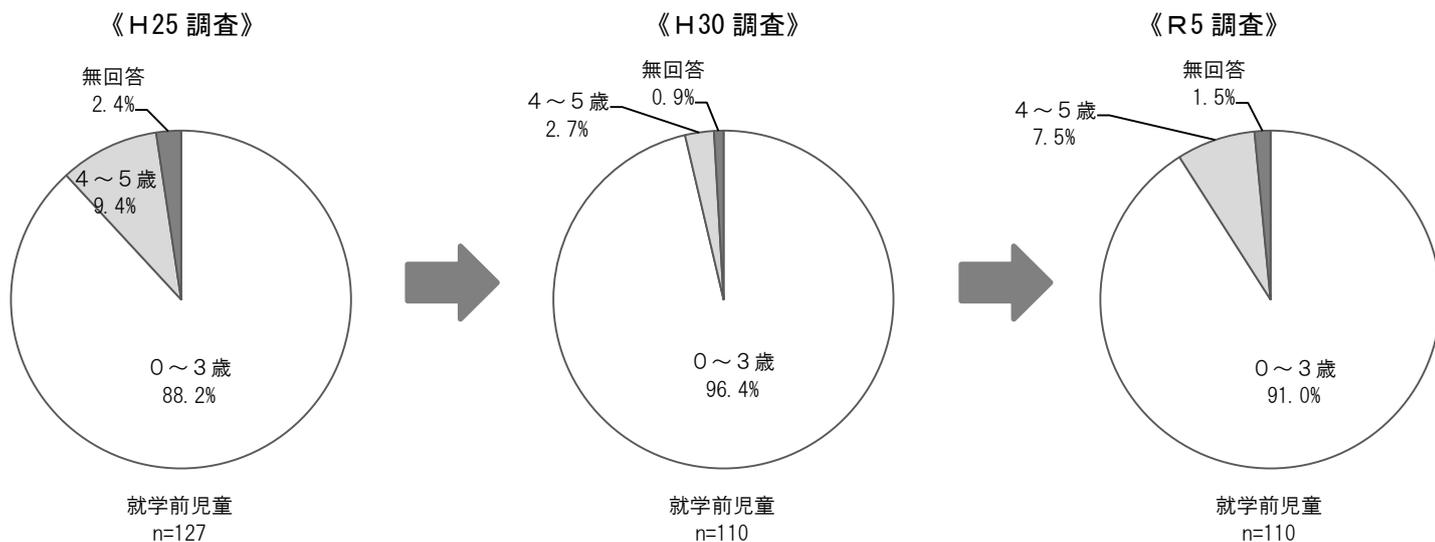
利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」(61.5%)、「利用する必要がない」(32.1%)の割合が高くなっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方のうち大半は、「3歳」までに利用しようと考えています。

前回調査(H30)との比較をみると、「利用する必要がない」方は3.0ポイント、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」方は4.6ポイント低くなっています。

■ 教育・保育事業を利用していない理由



■ 利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

## 5 施策の進捗評価

前計画である第2期計画は、8つの基本目標と23の推進施策並びに79の具体的事業により構成され、その結果として「目標達成」は73施策（92.4%）、「充実（目標に向かって推進・改善）」は2施策（2.5%）、「現状維持」は2施策（2.5%）、「停滞」は無し、「未実施」は1施策（1.3%）、「評価できず」は1施策（1.3%）という進捗評価となりました。

基本目標別に「目標達成」の事業をみると、基本目標2「母親及び乳幼児等の健康の増進」、基本目標5「要保護児童へのきめ細やかな対応」、基本目標7「子ども等の安全の確保」となっています。

また、「充実」の評価となった施策は、基本目標3「地域における子育ての支援」、基本目標4「職業生活と家庭生活との両立の推進」で、基本目標6「子どもの教育環境の整備」の施策（2）の中の「青少年の体験活動の充実」と、基本目標8「子育てを支援する生活環境の整備」の施策（3）中「安全な歩道の整備」が「現状維持」となっています。

さらに、基本目標8では、施策（3）「安全な道路交通環境の整備」のなかの「歩行者優先の道路整備」について、平成29年度に歩行者優先の道路整備を行いました。その後の計画はないため、「未実施」となっています。

基本目標1「結婚・出産に対する支援の充実」（1）の「ごしょがわら縁結びサポート事業」は令和4年度末で廃止し、事業が組み換えになったことから、「評価できず」となっています。

■ 第2期計画における施策の進捗評価

施策名	施策数	目標達成	充実	現状維持	停滞	未実施	評価できず
計画全体	79	73	2	2		1	1
基本目標1 結婚・出産に対する支援の充実	2	1					1
（1）結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進	2	1					1
基本目標2 母親及び乳幼児等の健康の増進	17	17					
（1）子どもや母親の健康の確保	8	8					
（2）食育の推進	3	3					
（3）思春期保健対策の充実	1	1					
（4）小児医療の充実	5	5					
基本目標3 地域における子育ての支援	10	9	1				
（1）地域における子育て支援サービスの充実	6	6					
（2）教育・保育サービスの充実	1	1					
（3）子育て支援のネットワークづくり	1	1					
（4）子どもの健全育成	2	1	1				

施策名	施策数	目標達成	充実	現状維持	停滞	未実施	評価できず
基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進	1		1				
(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	1		1				
(2) 仕事と子育ての両立の推進	0						
基本目標5 要保護児童へのきめ細やかな対応	22	22					
(1) 児童虐待防止対策の充実	4	4					
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	3	3					
(3) 障がい児施策の充実	15(5)	15(5)					
基本目標6 子どもの教育環境の整備	17	16		1			
(1) 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実	14	14					
(2) 学校・家庭・地域の連携推進	3	2		1			
基本目標7 子ども等の完全の確保	5	5					
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	2	2					
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	3	3					
基本目標8 子育てを支援する生活環境の整備	10	8		1		1	
(1) 良質な住宅の確保	2	2					
(2) 良好な居住環境の確保	2	2					
(3) 安全な道路交通環境の整備	2			1		1	
(4) 安心して外出できる環境の整備	2	2					
(5) 安心・安全まちづくりの推進	2	2					

※( )内は施策の再掲数となります。

## 6 本市における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や第2期計画の施策進捗評価に基づき5つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

### 課題1 ニーズに対応した教育・保育施設の整備

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」保護者は87.7%、利用していない保護者は11.2%となっています。また、母親の就労割合をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに86.9%となっています。平成30年度の前回調査と比較すると、就労している母親の割合は就学前児童で3.4<sup>ポイント</sup>、小学生でも1.3<sup>ポイント</sup>高くなっています。第2期計画に引き続き、適正な教育・保育事業量の確保が必要となります。ニーズに対応した教育・保育事業になるよう、環境整備、質の向上に努めていくことが必要です。

### 課題2 周囲の援助が得られなかったり、相談先がない家庭が一定以上存在

就学前児童の子育てに関する周囲の協力者の状況をみると、「祖父母等の親族に預かってもらえる」と回答した人の割合は前回調査から減少し、「いずれもない」と回答した人が11.2%と増加しており、本市でも核家族化の進行と、子育て世帯のみで育児を行う環境が顕在化しています。子育て世帯の孤立化等が懸念されるため、地域全体で子育てを支え合える体制の構築が求められており、また、こども家庭センターや各相談窓口との連携をはかり、包括的な相談体制を整備していく必要があります。

### 課題3 子育て支援事業等における周知や利用促進の取組

子育て支援事業の周知度を見ると、「市の保健師が実施する相談事業（エンゼル相談等）」（76.7%）、「利用者支援事業（子育てステーション「すてっぷ」）」（75.2%）、「ファミリー・サポート・センター」（68.9%）、「出産・子育ての総合相談窓口（こども家庭センター）」（61.9%）となる一方、「子育て応援サイト（市のホームページ）」（47.2%）、「保育園等の園庭開放」（44.3%）と低い状況です。また、今後の利用希望が高い事業は、「子育て応援サイト（市のホームページ）」（38.6%）、「保育園等の園庭開放」（36.8%）が上位に上がっているため、必要な情報が利用希望者へ届くよう、事業周知の推進や、利用促進に向けた取組が必要になります。

### 課題4 放課後児童クラブの充実

放課後の過ごし方において、「放課後児童クラブ」に関する利用希望をみると小学校低学年の期間の利用希望は就学前児童保護者で61.3%、小学生保護者で66.9%を希望しており、高学年になっても就学前児童保護者で38.1%、小学生保護者で32.9%

と希望があり、子どもの放課後の安全な過ごし方という点で、放課後児童クラブは重要な役割を担っています。今後も子どもの健全育成につながる事業として子どもの年齢が上がるにつれ変化する保護者のニーズに対応しながら、よりよい事業内容への改善、運営整備を図っていくことが求められます。

### 課題5 ワーク・ライフ・バランスの啓発

就学前児童保護者の「育児休業給付」(57.1%)、「保険料免除」(35.5%)という認知状況下において、お子さんが生まれた時に「働いていなかった」と回答した方を除いた就労者のうち、育児休業を取得または取得中の母親は60.7%、父親は10.5%の状況です。また、平成30年度の前回調査と比較すると、母親は16.4<sup>ポイント</sup>増加し、父親は8.6<sup>ポイント</sup>増加しています。職場復帰時に「短時間勤務制度」を利用した母親は31.9%、父親は4.1%となっており、利用しなかった理由としては、「職場に取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「短時間勤務にすると給与が減額される」をあげています。

以上の結果から、雇用及び経済面において、安心して出産・育児が出来る職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、希望した育児休業期間満了時から教育・保育事業を利用したい保護者が、不安なく利用できる事業体制・運営となるように更なる改善をしていく必要があります。母親は育児休業の取得割合が60%以上と高くなっているものの、父親は前回調査から大幅に増加しても10%台であり、今後は父親の育休取得が当たり前の職場環境を整備し、仕事と育児を両立しながら、夫婦と一緒に子育てをする共働き・共育ての促進を図る必要があります。



## 第3章

# 計画の基本的な考え方

---





## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本市は、これまで子育て世代の経済的負担の軽減、相談体制の強化、コミュニティの拠点となる公園の整備など、子育てを取り巻く環境を充実させることで若い世代の定住を促進してまいりました。

また、次期総合計画の基本目標に「市民に寄り添った福祉の充実」、「地域の特色を活かした経済活動の活性化」、「豊かな教養を育む教育・人づくり」、「将来を見据えた安全安心なまちづくり」を掲げ、子どもから高齢者、そして障害の有無に関わらず、全ての市民が生活の豊かさを実感できるよう「誰ひとり取り残さない、持続可能な地域共生社会」の構築に努めるとともに、社会の宝である子どもを「地域全体で育てる」という思いのもと、将来にわたって住み続けたいと思えるような魅力的なまちづくりを進めます。

《基本理念》

**～市に生まれ育つ全ての子どもたちと  
その家族の幸せのために～  
子どもの育ちを地域で支え合うまちづくり**



## 2 施策の基本的視点

本計画の基本理念を実現するために、以下の4項目を基本的視点として、子育てをしたいまちになるよう、施策・事業を組み立て推進します。

### 基本的視点1 結婚、妊娠・出産、乳幼児育児の支援

---

結婚を希望する男女に対して出会いの場を創出するとともに、妊娠期から出産、子育てなどに関する不安や悩みを誰もが相談でき、必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、切れ目のない相談支援を実施します。

妊娠・出産・乳幼児育児においては、親子ともに心身の健康が重要であるため、母子の検診や各種相談を充実させ、育児不安解消や孤立予防を図ります。

### 基本的視点2 教育・保育環境の充実

---

働く親が子どもを安心して預けることができる安全・衛生に配慮された施設環境の整備と、保育人材を確保していくための、保育士の処遇改善、労働環境改善を支援します。

教育・保育施設と連携し、定員調整などによる持続可能な教育・保育体制を確保します。

### 基本的視点3 地域で育てる子育て体制の構築

---

多様な家庭の支援ニーズに適切に対応するため、仕事と育児の両立を可能とする支援体制を構築します。

それぞれの家庭に寄り添い、ニーズに応じた施設や制度を円滑に利用できるよう、相談支援や情報提供の充実、関係機関同士の連携、地域のネットワーク強化を図り、必要な支援を紹介するなど、きめ細やかな対応を行います。

### 基本的視点4 特別な配慮を必要とする子ども・家庭への支援

---

児童虐待、貧困、発達や心身の障がい、ヤングケアラーなど、様々な要因により課題を抱えている子どもや家庭が増加傾向にあるため、早期に発見し、相談・支援につなげる体制を整備します。また、疾病や障がい等により、支援が必要な子どもの特性に応じた保育等の体制の充実を図ります。さらに、ひとり親家庭の社会的・経済的自立のため、資格取得に対する支援等、生活の安定に向けて支援します。

### 3 施策の体系図

「基本理念」の実現に向けて、「基本的視点」を踏まえ、8つの「基本目標」により計画を推進します。

《基本理念》 《基本的視点》

《基本目標》

《推進施策》

